

平成28年9月23日

在留邦人の皆様へ

## 大使館からのお知らせ

### 「選挙権年齢の引下げ及び在外選挙人名簿の登録について」

- 1 平成27年の公職選挙法改正により、本年6月19日以降に初めて行われる国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました。
- 2 海外において国政選挙に投票するためには、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。在外選挙人名簿の登録手続きには申請から在外選挙人証の交付まで一定期間（1.5ヶ月～2ヶ月）を要します。
- 3 在外選挙人名簿の登録資格及び申請に必要な書類等につきましては詳しくは外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>）をご覧ください。
- 4 本件に関するお問い合わせ先  
在ザンビア日本国大使館領事・警備班（0211-251555）  
領事携帯電話 0977-77-1205・1206

以上